

事 務 連 絡

令和4年1月27日

介護保険サービス事業者等 代表者 様

鹿児島市 長寿あんしん課長

まん延防止等重点措置の適用を踏まえた対応について（通知）

かねてから、本市の介護保険・高齢者福祉行政にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

また、平素より高齢者施設等における感染症対策にご尽力いただいておりますことに御礼申し上げます。

標記の件につきまして令和4年1月26日付で鹿児島県より通知がありましたのでお知らせいたします。

本市では、新規感染者の爆発的拡大が続いており、医療提供体制や保健所業務がひっ迫してきており、非常に厳しい状況となっております。

つきましては、「介護現場における感染対策の手引き（第2版）」や「病床ひっ迫時における高齢者施設での施設内感染発生時の留意点等について」等、法人内で情報共有を行い、積極的な感染防止に取り組んでいただきますようお願いいたします。

なお、貴法人の介護サービス事業所等への周知についても併せてお願いいたします。

◇ [介護現場における感染対策の手引き（第2版）](#)

◇ [病床ひっ迫時における高齢者施設での施設内感染発生時の留意点等について](#)

○ 介護保険サービス事業所等の従業者や利用者に新型コロナウイルス感染症が発生した場合は、当課までご連絡ください。

○ 新型コロナウイルス感染症の発生に伴い事業所を臨時休業する場合は、「臨時休業の実施状況報告書」をメールにて報告してください。

【臨時休業の状況報告の様式】

[市ホームページ](#) > [健康・福祉](#) > [介護保険](#) > [新型コロナウイルス感染症への対応](#) > [介護保険サービス事業所における臨時休業の状況報告](#)

【問い合わせ】

鹿児島市 長寿あんしん課 長寿施設係

電話：099-216-1147

Eメール：choujuanshin-shi@city.kagoshima.lg.jp

高生第373号
建第10-388号
令和4年1月26日

各関係施設等の長 様

鹿児島県くらし保健福祉部
高齢者生き生き推進課長
介護保険室長
鹿児島県土木部
建築課住宅政策室長

まん延防止等重点措置の適用を踏まえた対応について（通知）

本県の高齢者福祉行政の推進につきまして、日頃より御理解、御協力をいただき、深く感謝申し上げます。

既に御案内のとおり、昨日、政府において、本県に対し、まん延防止等重点措置を適用（1月27日から2月20日まで）することが決定されました。

これを踏まえ、同日、県新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催され、県内全域がまん延防止等重点措置区域とされたところです。なお、県内全域に発令（1月19日付）した「爆発的感染拡大警報」は継続するとともに、奄美大島を対象に発令（1月8日付）していた県独自の緊急事態宣言は同警報へ移行（1月25日付）します。

本県の感染状況については、新規感染者が今月23日には400人を超え、昨日は526人と過去最高を更新するなど、感染者の増加に歯止めがかからない、非常に厳しい状況にあります。1月以降、飲食店だけでなく、高齢者施設など県内の至るところで合計15件のクラスターも発生しています。また、入院者に占める高齢者の割合も高まっています。

オミクロン株については、これまでの変異株に比べて、感染性・伝播性の高さが懸念されており、いつ、どこで感染するか分からない状況になっています。ワクチンを2回接種した方が感染するいわゆるブレイクスルー感染も多く見られます。

各関係施設等におかれては、これまでも感染防止対策に取り組んでいただいているところですが、今回のまん延防止等重点措置の適用を踏まえ、これまで送付している通知（令和4年1月19日付け高生第369号・建第10-378号など）を再確認していただき、ワクチンを2回接種された方も、油断することなく、引き続き感染防止対策を徹底していただくようお願いします。

また、オミクロン株陽性者の濃厚接触者の待機期間に関しては、介護の現場で働く方については、条件を満たした場合、10日を待たずに待機を解除することができます（別添1）が、10日目までは感染防止対策を徹底するとともに、業務以外の不要不急の外出や公共交通機関の利用は避けるようにしてください。

オミクロン株は重症化しにくいという見方もありますが、高齢者の場合などは、重症化リスクには注意が必要との専門家の意見も踏まえ、家庭内であっても、会話時のマスクの着用など、感染防止対策の徹底をお願いします。

感染力が強いオミクロン株の影響で今後、更に爆発的な感染が拡大する可能性があります。引き続き、強い警戒感を持って、感染防止対策にご協力いただきますようお願いいたします。

なお、通所介護、老人短期入所事業所等を併設されている施設等におかれましては、各事業所への周知についても併せてお願いします。

（問合せ先）

鹿児島県くらし保健福祉部高齢者生き生き推進課
施設整備係（担当 鶴菌）
電話：099-286-2703

介護保険室事業者指導係（担当 畠中）

電話：099-286-2687

鹿児島県土木部建築課住宅政策室

住宅企画係（担当 倉内）

電話：099-286-3740

高生第369号
建第10-378号
令和4年1月19日

各関係施設等の長 様

鹿児島県くらし保健福祉部
高齢者生き生き推進課長
介護保険室長
鹿児島県土木部
建築課住宅政策室長

警戒基準レベルの引き上げ（1→2）等を踏まえた対応について（通知）

本県の高齢者福祉行政の推進につきまして、日頃より御理解、御協力をいただき、深く感謝申し上げます。

本県においては、1月5日には、県内初のオミクロン株の市中感染が確認され、最近では、新規感染者のほとんどがオミクロン株に置き換わっていると思われま

す。これにより、県内では、鹿児島市や霧島市での感染が急増しており、新規感染者数が県全体で100人を超える日が続き、まさに第6波が到来している状況にあります。

このようなことから、本日、県新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催され、本日付けで、本県の警戒基準をレベル2に引き上げるとともに、県内全域に「爆発的感染拡大警報」を発令することとなりました。なお、奄美大島を対象に発令（1月8日付）している県独自の緊急事態宣言は、継続します。

オミクロン株については、これまでの変異株に比べて、感染性・伝播性の高さが懸念されており、ワクチンを2回接種した方が感染するいわゆるブレイクスルー感染も多く見られます。

各関係施設等におかれては、これまでも感染防止対策に取り組んでいただいているところですが、今回の警戒基準レベルの引き上げ等を踏まえ、これまで送付している通知等を再確認していただき、特に下記の点に留意した上で、ワクチンを2回接種された方も、油断することなく、引き続き感染防止対策を徹底していただくようお願いします。

オミクロン株は重症化しにくいという見方もありますが、高齢者の場合などは、重症化リスクには注意が必要との専門家の意見も踏まえ、家庭内であっても、会話時のマスクの着用など、感染防止対策の徹底をお願いします。

感染力が強いオミクロン株影響で今後、さらに爆発的な感染が拡大する可能性があります。引き続き、強い警戒感を持って、感染防止対策にご協力いただきますようお願いいたします。

なお、通所介護、老人短期入所事業所等を併設されている施設等におかれましては、各事業所への周知についても併せてお願いします。

記

- 1 面会については、緊急やむを得ない場合を除き、面会を制限する（オンライン面会等の感染のおそれのない面会を除く）等の対応
- 職員や利用者で発熱等の症状がある方の速やかな医療機関の受診・検査
- 外部からウイルスが侵入することがないように、職員や在宅の利用者等については、健康管理及び体調不良時の出勤やサービス利用を控える等の対策の徹底
- 「3ない運動」、「3つの黙」（別添1）及び「コロナ対策 チェックリスト」（別添2）による自主点検等の感染防止対策の徹底

(問合せ先)

鹿児島県くらし保健福祉部高齢者生き生き推進課

施設整備係 (担当 鶴菌)

電話：099-286-2703

介護保険室事業者指導係 (担当 畠中)

電話：099-286-2687

鹿児島県土木部建築課住宅政策室

住宅企画係 (担当 倉内)

電話：099-286-3740

高齢者施設でのクラスター発生 絶対阻止！ (3ない運動)

別添1

持ち込まない

利用者

監修：川村 英樹
鹿児島大学病院感染制御部副部長

- 通所サービスは、体調が悪い時は利用を控えよう
- 家族の体調や、県外との往来にも気をつけよう

持ち込ませない

施設

- 体調の悪い職員は必ず休ませよう
- 体調の悪い入所者・職員は、早めに医師に相談を
- 面会はリモートで
- 感染リスクが高まる「5つの場面」を避けよう

【感染リスクが高まる5つの場面】

- ① 飲食を伴う懇親会等
- ② 大人数や長時間におよぶ飲食
- ③ マスクなしでの会話
- ④ 狭い空間での共同生活
- ⑤ 居場所の切り替わり

拡げない

施設

- 食事の時は、距離を保って、黙って食べよう
- 職員は休憩、更衣時でもマスク着用、喫煙スペースでも会話を控えよう
- 脱衣所では、距離を保って話さない、入浴介助も会話を控えよう
- 職員はマスク着用を徹底しよう（利用者さんにも協力を）

高齢者施設でのクラスター発生 絶対阻止！

POINT！

三つの「黙」

- ① 食事の時は距離を保って黙って食べる
(会話は食事後、マスクを着けて)

黙食

- ② 職員は休憩、更衣時でもマスク着用、
喫煙所では話さない(徹底してください)

黙煙

- ③ 脱衣所では距離を保って黙って入浴
(職員は目の保護とマスクの着用)

黙浴

監修：川村 英樹
鹿児島大学病院感染制御部副部長

自分たちを守るための対策をしましょう

コロナ対策 チェックリスト



監修：川村 英樹

鹿児島大学病院感染制御部 副部長

ICT チーフ 特例准教授

- ①いつでも実施：コロナ対策としてよりも、いつでも実施する対策
- ②コロナ対策：新型コロナウイルス感染症に特化した対策
- ③対策グレードアップ：①②ができていればより強化するための対策

| | ● 手指衛生 | ● 環境整備 | ● 個人防護具 | ● マスク | ● 換気 | ● 食事 | ● 入浴介助 |
|-----------|--|--|---|--|--|---|--|
| いつでも実施 | <input type="checkbox"/> 手指衛生 1 処置・1 患者ごとに手洗い | <input type="checkbox"/> 環境整備 1 日 2 回は清拭（清掃） | <input type="checkbox"/> 個人防護具（PPE） 汚染されるリスクがある場合は着用 | <input type="checkbox"/> マスク 医療従事者はサージカルマスクを着用 | <input type="checkbox"/> 換気 時間で換気 対角線上で窓を開ける | <input type="checkbox"/> 食事 対面でない 眼を保護する | <input type="checkbox"/> 入浴介助 マスク着用 眼を保護する |
| コロナ対策 | <input type="checkbox"/> 首より上× ※手指衛生をしていない手で首から上を触らない（眼・鼻・口など） | <input type="checkbox"/> 0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム溶液 <input type="checkbox"/> アルコール（60%以上のエタノール） | <input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 手袋 <input type="checkbox"/> エプロン <input type="checkbox"/> ガウン <input type="checkbox"/> フェイスシールド <input type="checkbox"/> ゴーグル <input type="checkbox"/> キャップ | <input type="checkbox"/> サージカルマスクを着用 <input type="checkbox"/> 共有スペースでは患者も着用 | <input type="checkbox"/> 換気扇作動（常時） | <input type="checkbox"/> フェイスシールドか眼鏡を着用 <input type="checkbox"/> 職員も対面での食事を禁止 ※食事中に会話しない。会話するならマスクをつけて！ | <input type="checkbox"/> フェイスシールドか眼鏡を着用 ※とにかく眼の保護 |
| 対策グレードアップ | <input type="checkbox"/> 開封日記載 <input type="checkbox"/> 使用期限記載 <input type="checkbox"/> 継ぎ足し× ※空にして洗浄乾燥後に補充 <input type="checkbox"/> 携帯用 <input type="checkbox"/> 使用量調査 | <input type="checkbox"/> 使用期限 ※次亜塩素酸ナトリウム溶液は 24 時間 <input type="checkbox"/> 噴霧はしない <input type="checkbox"/> 手順を作る <input type="checkbox"/> 記録を残す | <input type="checkbox"/> 備蓄を準備 <input type="checkbox"/> 補助金活用 <input type="checkbox"/> 布エプロン廃止 ※購入できない場合はビニール袋をつける or 作る | <input type="checkbox"/> ユニバーサルマスク着用 ※常に全員がマスク着用 <input type="checkbox"/> 症状ある場合は必ずサージカルマスク <input type="checkbox"/> N95 マスクはユーザーシールチェックを | <input type="checkbox"/> 常時 5 cm窓を開放 <input type="checkbox"/> 1 時間に 5-10 分窓を開ける <input type="checkbox"/> 陰圧室 <input type="checkbox"/> クリーンパーティション <input type="checkbox"/> HEPA フィルター付空気清浄機 <input type="checkbox"/> CO ₂ 測定 | <input type="checkbox"/> パーティション設置 <input type="checkbox"/> ソーシャル・ディスタンス <input type="checkbox"/> 時間分離 | |



土屋 香代子

（感染管理認定看護師）



吉森 みゆき

（感染管理認定看護師）



齋藤 潤栄

（感染管理認定看護師）

似顔絵
イラストレーター
山元 怜

<重要なポイント>

- 咳やくしゃみでウイルスを飛ばさない（咳エチケット）
- 汚染してもウイルスの量を減らす（環境整備）
- 直接ウイルスを浴びない（個人防護具・特に眼）
- 自分の手から口腔・鼻粘膜・眼に入れない（手指衛生）

※相談窓口：鹿児島看護協会 TEL099-256-8081 FAX099-256-8079

鹿児島県医師会 COVID-19 感染症相談窓口 TEL099-254-8121 Email covid19-consult@kagoshima.med.or.jp

新型コロナウイルス感染症 感染予防・管理のための活用ツール（中小規模病院用）：https://www.nurse.or.jp/nursing/practice/covid_19/document/pdf/tool_hospitals.pdf

新型コロナウイルス感染症 感染予防・管理のための活用ツール（高齢者福祉施設用）：https://www.nurse.or.jp/nursing/practice/covid_19/document/pdf/tool_elderly.pdf

事務連絡
令和4年1月5日
令和4年1月19日一部改正

各 〔 都道府県
保健所設置市
特別区 〕 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

B.1.1.529 系統（オミクロン株）の感染が確認された患者等に係る入退院及び濃厚接触者並びに公表等の取扱いについては、当面の間、「B.1.1.529 系統（オミクロン株）の感染が確認された患者等に係る入退院及び濃厚接触者並びに公表等の取扱いについて」（令和3年11月30日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡。以下「令和3年11月30日付け事務連絡」という。）のとおり対応をお願いしているところですが、今後、自宅療養や宿泊療養を行う体制（以下「自宅等の療養体制」という。）が整った自治体について、感染急拡大が生じた場合には、下記のとおり対応（以下「本件対応」という。）を行うことを可能とします。あわせて、管内市町村、関係機関等への周知をお願いいたします。

B.1.1.529 系統（オミクロン株）の流行状況に応じた対応について追記しましたので、内容を御了知の上、御対応をお願いいたします。なお、4. の濃厚接触者の取扱いについては、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室と協議済みであることを申し添えます。

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年11月19日（1月19日変更））新型コロナウイルス感染症対策本部決定）を踏まえ、4. について、一部追記しています。

（主な改正箇所は**太字下線**）

記

1. 自宅等の療養体制の確認について

本件対応を行おうとする自治体は、以下の体制その他の自宅等の療養体制が整っていることを確認すること。

- ・経口薬について、医療機関間の連携により診断の当日ないし翌日での投与可能な体制を確保していること
- ・陽性判明当日ないし翌日に連絡をとり、健康観察やオンライン診療・訪問診療等（※）ができる体制を確立していること
- ・パルスオキシメーターを自宅療養開始当日ないし翌日に配布すること

※往診や電話診療を含む。

（参考）「オミクロン株の感染流行に備えた地域の医療機関等による自宅療養者支援等の強化について」（令和3年12月28日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

「今夏の感染拡大を踏まえた今後の新型コロナウイルス感染症に対応する保健・医療提供体制の整備について」（令和3年10月1日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

2. 自宅等の療養体制が整った自治体における感染急拡大時の対応について

1. に示す自宅等の療養体制が整っている自治体において、自治体の総合的な判断の下（※）、感染の急拡大が確認された場合には、オミクロン株の患者等について以下の①及び②の対応を行うことが可能であること。

※総合的な判断の考慮要素は以下のとおり。

- ・オミクロン株の患者について全員入院を続けた場合に、3週間後に必要とされる病床数に基づく病床使用率（確保病床数に占める使用者数の割合）が50%を超えることが想定されること
- ・上記患者の濃厚接触者について全員宿泊施設待機とした場合に、3週間後に必要とされる宿泊療養施設の使用率（確保居室数に占める使用者数の割合）が50%を超えることが想定されること
- ・その他、医療現場や保健所業務のひっ迫状況等が想定されること

<自治体における対応>

①令和3年11月30日付け事務連絡のI. 1. において入院を行うこととしているB.1.1.529系統（オミクロン株）の患者等（4. でB.1.1.529系統（オミクロン株）の患者として取り扱う者を含む。）について、デルタ株等と同様、症状に応じて、宿泊療養・自宅療養とすることとして差し支えないこと。

②令和3年11月30日付け事務連絡のI. 2. において宿泊施設に滞在することを求めているB.1.1.529系統（オミクロン株）の患者等の濃厚接触者（4. でB.1.1.529系統（オミクロン株）の患者の濃厚接触者として取り扱う者を含む。）について、デルタ株等と同様、自宅等に滞在することとして差し支えないこと。

3. 本件対応に係る厚生労働省への事前報告について

2. の対応を行おうとする自治体は、あらかじめ、その旨を厚生労働省に報告すること（連絡先は下記の通り）。

(連絡先)
厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 戦略班

Email:

4. B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）の流行状況に応じた対応について

2. の対応を行うこととした自治体については、L452R 変異株 PCR 検査の陰性率（判定不能を除く）が 70%以上となったことを目安として、以下の対応を行うことが可能であること。

<変異株 PCR 検査及びゲノム解析の取扱い>

- ・変異株 PCR 検査については、B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）の発生・置換わりの状況を迅速に把握することを目的として実施してきたが、上記状況に鑑み、陽性検体全てではなく、患者数の 5～10%程度の L452R 変異株 PCR 検査やゲノム解析の実施を行う取扱いとすること。

※ただし、新規感染者数が 15 人/10 万人未満の自治体においては、引き続き変異株 PCR 検査の実施率を可能な限り高めていただくようお願いします。

<B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）の患者の取扱い>

- ・新型コロナウイルス感染症の検査陽性者（無症状の場合も含む。）を、原則として、B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）の患者であるものとして取り扱うこと。
- ・上記の検査陽性者について、他の検査陽性者と同室としても差し支えないこと。

※現時点までに得られた科学的知見に基づき、陰圧管理は、他の新型コロナウイルス感染症患者と同様、必ずしも行う必要はない。

(注) 上記の検査陽性者の退院基準・療養解除基準

現時点までに得られた科学的知見に基づき、ワクチン接種が完了しているか否かにかかわらず、従来の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和 3 年 2 月 25 日付け健感発 0225 第 1 号厚

生労働省健康局結核感染症課長通知)に基づき、対応する。

<濃厚接触者の取扱い>

- ・上記の検査陽性者の濃厚接触者を、B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）の患者の濃厚接触者として取り扱うこと。
- ・上記により B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）の患者として取り扱われる検査陽性者の濃厚接触者の待機期間については、現時点までに得られた科学的知見に基づき、最終曝露日（陽性者との接触等）から 10 日間とする。
- ・ただし、地域における社会機能の維持のために必要な場合には、自治体の判断により、社会機能を維持するために必要な事業に従事する者（以下、「社会機能維持者」という。）（※）に限り、10 日を待たずに検査が陰性であった場合でも待機を解除する取扱いを実施できることとする。待機の解除に当たっては、社会機能維持者の所属する事業者において、以下のとおり検査等を行うものとする。
 - （1）社会機能維持者の所属する事業者において、当該社会機能維持者の業務への従事が事業の継続に必要である場合に行うこと。
 - （2）無症状であり、核酸検出検査又は抗原定量検査（やむを得ない場合は、抗原定性検査キット）により検査を行い陰性が確認されている場合に待機を解除すること。
 - （3）検査は事業者の費用負担（自費検査）により行い、核酸検出検査又は抗原定量検査を用いる場合は最終曝露日（陽性者との接触等）から 6 日目、抗原定性検査キットを用いる場合は 6 日目と 7 日目にそれぞれ行うこと。抗原定性検査キットは薬事承認されたものを必ず用いるとともに、別添確認書の①から⑤の対応を行うこととし、事業者が医薬品卸売販売業者から入手する場合は、当該確認書を同卸売販売業者に提出すること。なお、入手に当たっては、必要と想定される量を勘案して購入すること。
 - （4）いずれの検査方法を用いる場合でも、事業者は、社会機能維持者の検査結果を必ず確認すること。また、医療機関以外での検査により陽性が確認された場合には、事業者から社会機能維持者に対し、医療機関の受診を促すとともに、当該医療機関の診断結果の報告を求めること。なお、診断により陽性が確定した場合、感染症法に基づく保健所への届出は診断を行った医療機関が行うため、報告を受けた事業者から保健所への連絡は不要であること。
 - （5）待機解除後に社会機能維持者が業務に従事する際は、事業者において、感染対策を徹底すること。また、社会機能維持者に対して、10 日目までは、当該業務への従事以外の不要不急の外出はできる限り控え、通勤時の公共交通機関の利用をできる限り避けるよう説明すること。

※「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和3年11月19日（令和4年1月7日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）の「（別添）緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」に掲げる事業を参考として、自治体が適当と認める事業に従事する者とする。

（参考）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

（令和3年11月19日 （令和4年1月19日変更） 新型コロナウイルス感染症対策本部決定）

（別添）**事業**の継続が求められる事業者

以下、事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める。

1. 医療体制の維持

- ・新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応もあるため、全ての医療関係者の事業継続を要請する。
- ・医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供等、患者の治療に必要な全ての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

2. 支援が必要な方々の保護の継続

- ・高齢者、障害者等特に支援が必要な方々の居住や支援に関する全ての関係者（生活支援関係事業者）の事業継続を要請する。
- ・生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者等が生活する上で必要な物資・サービスに関わる全ての製造業、サービス業を含む。

3. 国民の安定的な生活の確保

- ・自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。

① インフラ運営関係（電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター等）

- ② 飲食料品供給関係（農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
- ③ 生活必需物資供給関係（家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
- ④ 宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係（百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等）
- ⑤ 家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）
- ⑥ 生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等）
- ⑦ ごみ処理関係（廃棄物収集・運搬、処分等）
- ⑧ 冠婚葬祭業関係（火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等）
- ⑨ メディア（テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等）
- ⑩ 個人向けサービス（ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等）

4. 社会の安定の維持

・社会の安定の維持の観点から、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請する。

- ① 金融サービス（銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等）
- ② 物流・運送サービス（鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便、倉庫等）
- ③ 国防に必要な製造業・サービス業の維持（航空機、潜水艦等）
- ④ 企業活動・治安の維持に必要なサービス（ビルメンテナンス、セキュリティ関係等）
- ⑤ 安全安心に必要な社会基盤（河川や道路等の公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等）
- ⑥ 行政サービス等（警察、消防、その他行政サービス）
- ⑦ 育児サービス（託児所等）

5. その他

・医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの（高炉や半導体工場等）、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの（サプライチェーン上の重要物を含む。）を製造しているものについては、感染防止に配慮しつつ、継続する。また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等にも、事業継続を要請する。

・学校等については、児童生徒等や学生の学びの継続の観点等から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえ、事業継続を要請する。

抗原定性検査キットを使用した検査実施体制に関する確認書

- ① 検査管理者が研修を受講していることを確認して、リスト化しています。
※ 研修については、厚生労働省の HP で公開される以下の WEB 教材の関連部分を学習します。
 - ・医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン
 - ・理解度確認テスト

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html
- ② 抗原定性検査キットは、社会機能維持者である濃厚接触者に対する検査にのみ使用します。
- ③ 検査管理者が、受検者に対し、検査の実施方法等について別紙を活用し説明するとともに、理解を得たことを確認します。また、検査の実施に当たっては、可能な限りオンラインで立ち会い・管理下において実施するほか、検査結果は必ず確認します。
- ④ 検査管理者が、受検者に対し、抗原定性検査キットを使用した検査の結果が陽性となった場合、医療機関への受診を促すとともに、その診断結果を確認します。
- ⑤ 検査結果が陰性だった場合にも、当該業務への従事以外の不要不急の外出はできる限り控えるように求めます。

以上①から⑤までについて間違いがないことを確認しました。

確認日：

令和 年 月 日

確認者（抗原定性検査キット購入者）：

株式会社〇〇〇〇

確認者の住所：

〇〇県〇〇市〇〇

1 使用にあたって

- ① あらかじめ検査に関する注意点、使い方等を勉強してから検査を実施します。

(参考) 検査に関する注意点、使い方等

以下の3に記載する「一般的な検査手順と留意点」に加えて、厚生労働省が以下のホームページで公開するWEB教材を参考にするとともに、各製品の添付文書における使用方法や使用するキットを製造するメーカーの提供するパンフレットや動画資料を必ず確認・理解した上で、検査を実施してください。

厚生労働省関連HP

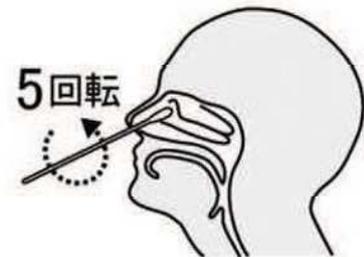
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html



- ② 鼻腔ぬぐい液を、自分で採取して検査を行います。

- ・ 鼻から綿棒を2 cm 程度挿入し、5 回転させ、5 秒程度静置します。

鼻腔ぬぐい液採取



2 一般的な検査手順と留意点

<検体採取（鼻腔ぬぐい液の自己採取）>

- ① 鼻孔（鼻の穴の入り口）から2 cm 程度綿棒を挿入する
- ② 綿棒を鼻の内壁に沿わせて5 回程度回転させる
- ③ 5 秒程度静置し、引き抜く
- ④ 綿棒が十分に湿っていることを確認する

※同居人等がいる場合は、被検者は、他者と向き合わない方向を向くか、他者とガラス等により隔てられた位置に移動して実施します。

※他者による検体採取は感染等のリスクを伴う可能性があり、また、鼻咽頭（鼻の奥）ぬぐい液の自己採取は危険かつ困難であるため、鼻腔ぬぐい液の自己採取によって行います。

<試料調製>

- ① 採取後ただちに綿棒をチューブに浸す
- ② 綿棒の先端をつまみながら、チューブ内で綿棒を 10 回程度回転させる
- ③ 綿棒から液を絞り出しながらチューブから綿棒を取り出し、綿棒を破棄する
- ④ 各キットに付属する蓋（フィルター、ノズル、チップ等）をチューブに装着する
- ⑤ 製品によってはそのまま一定時間静置する

<試料滴下>

- ① チューブから数滴（製品により異なる）、キットの検体滴下部に滴下する
- ② 製品毎に定められた時間（15 分～30 分程度）、キットを静置する

<結果の判定>

- 判定の方法については、各製品の添付文書に加えて、判定結果を示している実際のキットの写真が含まれている各製品のパンフレット、動画資料等を確認してください。
- 試料の滴下を行ってから判定を行うまでの時間は、製品毎に異なります。指定された時間を過ぎた場合、キット上に表示される結果が変わることがありますので、各製品の添付文書を確認し、特に陰性と判定する場合には、必ず指定された時間で判定してください。（陽性の判定については、指定された時間の前でも可能なキットもあります。）
- キット上に表示される結果が明瞭でなく、判定が困難な場合には、陽性であった場合と同様に取り扱ってください。
- 抗原定性検査の結果を踏まえて被験者が感染しているか否かについての判断が必要な場合は医師に相談してください。

3 検査後の対応

| 判定結果 | 対 応 |
|------|--|
| 陽性 | ・速やかに医療機関を受診してください。 |
| 陰性 | ・10 日目までは、当該業務への従事以外の不要不急の外出はできる限りさけるとともに、引き続き、外出時のマスク着用、手指消毒等の基本的な感染対策を続けてください。 |

4 抗原定性検査キットの保管等

| 区分 | 取扱い方法 |
|------|--|
| 保管方法 | 常温（冷蔵保存の場合は、使用前に室温に戻してから使用） |
| 廃棄方法 | ご家庭等で使用したキット（綿棒、チューブ等を含む）を廃棄するときは、ごみ袋に入れて、しっかりしばって封をする、ごみが袋の外表面に触れた場合や袋が破れている場合は二重にごみ袋に入れる等、散乱しないように気を付けてください。 参考：新型コロナウイルスなどの感染症対策としてのご家庭でのマスク等の捨て方（リーフレット） http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/leaflet-katei.pdf |